

文化庁令和3年度日本語教育実態調査 記入要領

●1 調査の全体像

調査票は、各機関・団体等に直接お送りしています。(各都道府県教育委員会及び、各市区町村教育委員会の分についてのみ、各都道府県知事部局及び各市区町村首長部局から転送をお願いします。)

なお、回答については、全て各機関・団体等から直接、委託先の株式会社ブレインワークスに御返送ください。

本調査の詳細は文化庁HPへ

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/index.html



●2 調査票の記入について

(1) 調査全体の留意事項

- ① 調査は令和3年11月1日現在の内容を御記入ください。
- ② 本調査は各機関・団体等ごとに調査票1部を御提出いただくこととしています。
- ③ 文化庁から日本語教育に関連する事業を受託している団体は、受託事業も本調査対象に該当しますので、記入漏れの無いよう、お願いいたします。
- ④ 調査票様式（Microsoft Excel文書）及び記入要領（PDF文書）の電子データは、文化庁ウェブサイト（以下のURL）からダウンロードできますので御利用ください。調査票又は記入要領が不足する場合は、お手数ですがコピーもしくはダウンロードしてください。御不明な点等ございましたら、この記入要領末尾に記載している問合せ先へ御連絡ください。

URL

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/r03/

文化庁ウェブサイトトップページ > 国語施策・日本語教育 > 日本語教育 > 日本語教育実態調査等 > 令和3年度日本語教育実態調査 > 調査票等ダウンロード



- ⑤ 御回答いただいた内容は、統計処理後、集計データの形で公表する予定であり、回答内容がそのまま公表されることはありません。調査を通じて得られた個人情報、日本語教育実態調査及び文化庁の日本語教育関係施策のみに利用し、他の用途には使用いたしません。

(2) 各設問の記入上の留意点

記入に当たっては、次の点に御留意ください。

【I】所在地・連絡先について

問1.

1. 機関・団体名（設置区分）

I-1. 設置区分については、以下の中から当てはまると思うものを選択し、記載してください。

【地方公共団体】回答例：（大分類）1 （中分類）a

（大分類）

1. 首長部局 2. 教育委員会

（中分類）

(a) 都道府県 (b) 政令指定都市 (c) 中核市 (d) その他の市 (e) 特別区 (f) 町・村

【大学・高等専門学校等】回答例：（大分類）ア （中分類）a

（大分類）

ア. 大学等（大学院を含む） イ. 短期大学 ウ. 高等専門学校

（中分類）

(a) 国立 (b) 公立 (c) 私立

【法務省が告示をもって定める日本語教育機関】回答例：（大分類）一 （中分類）a

（大分類）

一. 法人格を持っている。 二. 法人格を持たない（任意団体あるいは個人）。

（中分類）

(a) 特定非営利活動法人 (b) 学校法人・準学校法人 (c) 株式会社・有限会社
(d) 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人 (e) その他（ ）

【その他（上記以外or不明）】回答例：（大分類）A （中分類）(a)-(1)-(あ)

（大分類）

A. 法人格を持っている。 B. 法人格を持たない（任意団体あるいは個人）。

（中分類）※法人格を持っている機関のみ

(a) 特定非営利活動法人 (b) 学校法人・準学校法人 (c) 株式会社・有限会社
(d) 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人 (e) その他（ ）

（中分類②）※特に活動範囲が定められている場合その活動範囲について。

(1) 都道府県 (2) 政令指定都市 (3) 中核市 (4) その他の市 (5) 特別区 (6) 町・村

（中分類③）※当てはまるものがあれば記載。

(あ) 総務省の認定する地域国際化協会である。

(い) 日本語教育を含む国際交流・多文化共生を主たる活動内容とし、地方公共団体の委託・補助等で運営している。

(う) 日本語教育を含む国際交流・多文化共生を主たる活動内容とし、公の施設の指定管理を受けている。

(え) 日本語教育を含む国際交流・多文化共生を主たる活動内容とし、都道府県や市区町村が事務局である。

※上記【地方公共団体】と【その他】のいずれに該当するか迷う場合には、次頁の整理の仕方を参考にしてください。

1. 国際交流協会の事務局が地方公共団体の内部にあっても、日本語教育等の事業が、あくまでも国際交流協会主催の活動の場合は、【その他】のグループを選択してください。
2. 日本語教室等で教えている指導者のグループが任意団体であっても、当該教室があくまでも地方公共団体主催の場合は【地方公共団体】を選択、地方公共団体等は協力や支援のみで主催ではない場合は【その他】を選択してください。

○「5.連絡及び送付先」について

調査票送付先と回答先が異なる場合に記載してください。

例) キャンパスの所在地が複数あるので、調査票は本部に送付してほしい。

→ 1～4は日本語教育に係る部署の情報を記載、5は取りまとめの部署の情報を記載。

【Ⅱ】日本語教育に関連する事業の有無について

問2.

1. 外国人に対する日本語教育の実施の有無

- ①対象は、日本語を母語としない人（外国人等）を対象とした日本語教育の取組（授業等）です。実施の規模や期間は問いません。
- ②民間事業者に業務を委託している場合やボランティアが実施している講座なども調査対象となります。
- ③初等中等教育機関で学校教育の一環として行われている日本語教育については本調査の対象外です（学校教育の枠内で行っている取り出し授業、補習なども対象外となります）。なお、初等中等教育機関の施設を利用しているものの、在校児童・生徒だけでなく、社会教育の一環として地域住民等を対象として行われている日本語教育については調査の対象となります。

3. 地域日本語教育コーディネーター等の配置の有無

本調査の「地域日本語教育コーディネーター」は、「日本語教育コーディネーター等」の名称を持ち、「日本語教師の養成・研修」、「地域における日本語教育の実態把握」、「地域における日本語教育の企画・運営」、「日本語教師や関係機関との連絡・調整」等の業務を担当している者が対象となります。

【Ⅲ】日本語教育の推進に係る基本方針の作成について

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）については、下記URL（文化庁ホームページ）を御参照ください。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/92327601.html

【Ⅳ】日本語教育コンテンツの有無及び文化庁作成のカリキュラム案等について

問4.

1. 日本語教育に関する各種コンテンツの有無について

令和2年11月1日～令和3年10月31日までに各機関・団体等で独自に開発・作成した、外国人に対する日本語教育に関する教材、カリキュラム、論文、報告書、日本語能力・指導力評価基準等（各種コンテンツ）で著作権（イラスト・写真等含め）を有しているものがある場合は「有」を選択してください。

2～5の 詳細は次項のリンク先を御参照ください。

○日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）

<http://www.nihongo-ews.jp/>



○文化庁が作成した「生活者としての外国人」に対する5点セット（カリキュラム案、ガイドブック、教材例集、能力評価、指導力評価）

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nihongo_curriculum/



○文化庁作成の日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（通称：つなひろ）

<https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>



○「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月4日）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo/kokugo_70/pdf/r1414272_04.pdf



【V】外国人等に対する日本語教育について

問5. 主催する日本語教育等の開設コース、箇所数等

※講座について、以下の場合はそれぞれ全て独立した講座とと考えてください。

例) 初級、中級、上級のコース分けや春期、夏期、秋期、冬期のコース分けがある場合

問6～8. 日本語教師等の数

- ①「日本語教師等」には、地域において日本語学習者に日本語を教える方も含まれます。その場合、名称が「相談員」「支援員」などであっても「日本語教師等」に含めてください。ただし、外国人に対する相談業務のみ行っている方は該当しません。
- ②日本語教師等の数は、令和3年11月1日時点での各機関・施設等の登録者数とします。ただし、過去1年間当該機関・施設等で授業担当のない人は除いてください。
- ③本調査における「ボランティアによる者」とは、原則として、日本語教育に対する報酬等を受けない者（交通費等の実費は報酬とみなさない）を指します。
- ④「大学又は大学院で日本語教育に関する課程を修了した等」とは、「大学（短期大学を除く。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者」及び「大学又は大学院において日本語

教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者」のことを指します。

(注) 内訳(延べ数)について

問8の日本語教師等の数(資格等別)について、表中の複数の資格等区分に該当する場合もあるかと思われますので、内訳欄には各区分の延べ数を、人数欄には実数を記入してください。

問9. 日本語学習者数(出身国・地域別)

下記別表の中から出身国を選択してください。学習者数は、令和3年11月1日時点での各機関・施設等の登録者数とします。ただし、過去1年間当該機関・施設等で学習を行っていない人は除いてください。

問10. 日本語学習者数(属性別)

各区分は、必ずしも在留資格と一致していません。学習者数は、令和3年11月1日時点での各機関・施設等の登録者数とします。ただし、過去1年間当該機関・施設等で学習を行っていない人は除いてください。

※日本語学習者数の出身国・地域別、属性別、年齢別、滞日年数別の各調査項目は、必ずしも学習者本人に御確認いただく必要はありません。

(別表) 国・地域名

○アジア州

中国(101)	韓国(102)	台湾(103)	日本(104)	フィリピン(105)
タイ(106)	マレーシア(107)	インドネシア(108)	ベトナム(109)	インド(110)
バングラデシュ(111)	イラン・イスラム(112)	スリランカ(113)	カンボジア(114)	パキスタン・イスラム(115)
ミャンマー(116)	シンガポール(117)	ネパール(118)	トルコ(119)	モンゴル(120)
ラオス(121)	イスラエル(122)	サウジアラビア(123)	シリア・アラブ(124)	ブルネイ・ダルサラーム(125)
ヨルダン・ハシミテ(126)	アフガニスタン(127)	ブータン(128)	その他(アジア州)(190)	

○大洋州

オーストラリア(201)	ニュージーランド(202)	フィジー(203)	パプアニューギニア(204)	ミクロネシア連邦(205)
キリバス(206)	ソロモン諸島(207)	その他(大洋州)(290)		

○アフリカ州

エジプト・アラブ (301)	ケニア (302)	ガーナ (303)	タンザニア (304)	南アフリカ (305)
モロッコ (306)	チュニジア (307)	ナイジェリア (308)	エチオピア (309)	コートジボワール (310)
ウガンダ (311)	アルジェリア (312)	ザンビア (313)	セネガル (314)	マダガスカル (315)
ジンバブエ (316)	スーダン (317)	その他 (アフリカ州) (390)		

○ヨーロッパ州

イギリス (401)	フランス (402)	ドイツ (403)	イタリア (404)	スイス (405)
スウェーデン (406)	オランダ (407)	スペイン (408)	アイルランド (409)	デンマーク (410)
ポーランド (411)	ハンガリー (412)	ルーマニア (413)	フィンランド (414)	ベルギー (415)
ブルガリア (416)	ノルウェー (417)	オーストリア (418)	ポルトガル (419)	ギリシャ (420)
スロバキア (421)	チェコ (422)	(欠番) (423)	アルバニア (424)	マケドニア・旧ユーゴスラビア (425)
クロアチア (426)	ボスニア・ヘルツェゴビナ (427)	エストニア (428)	スロベニア (429)	アイスランド (430)
マルタ (431)	リトアニア (432)	ラトビア (433)	リヒテンシュタイン (434)	ルクセンブルク (435)
セルビア (436)	モンテネグロ (437)	その他 (欧州) (490)		

○ロシア連邦及びN I S諸国

ロシア (501)	ウクライナ (502)	カザフスタン (503)	キルギス (504)	ウズベキスタン (505)
ベラルーシ (506)	ジョージア (507)	タジキスタン (508)	アゼルバイジャン (509)	アルメニア (510)
モルドバ (511)	トルクメニスタン (512)	その他 (N I S) (590)		

○北アメリカ州

アメリカ (601)	カナダ (602)	メキシコ (603)	ホンジュラス (604)	コスタリカ (605)
ドミニカ共和国 (606)	パナマ (607)	グアテマラ (608)	キューバ (609)	ドミニカ国 (610)
ジャマイカ (611)	その他 (北米州) (690)			

○南アメリカ州

ブラジル (701)	ペルー (702)	アルゼンチン (703)	コロンビア (704)	ボリビア (705)
ベネズエラ・ボリバル (706)	チリ (707)	パラグアイ (708)	エクアドル (709)	ウルグアイ (710)
その他 (南米州) (790)				

○不明 (890)

○複数の国籍を持つ (900)

【VI】日本語教師等養成・研修について

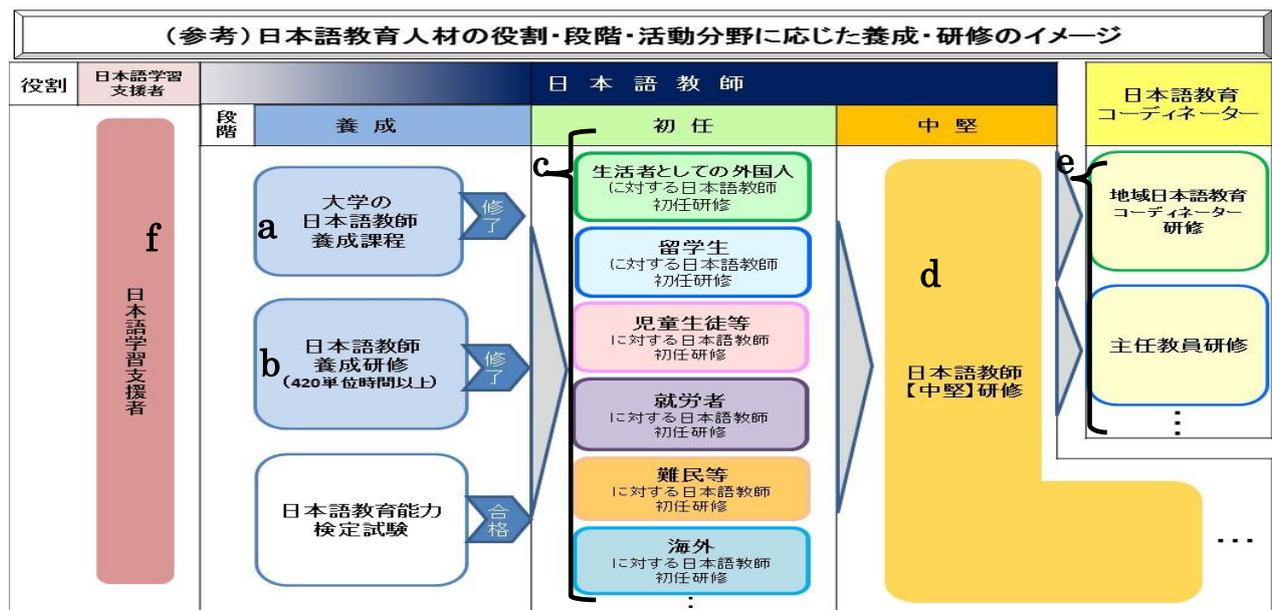
問15 複数の科目からなる課程・コースだけでなく、単独で開設された講座もその対象とします。また、大学等機関及び法務省告示機関については、地域住民など当該機関に在籍する学生以外も受講できる課程・コース又は講座も含まれます。なお、単位認定の有無は問いません。

養成・研修講座の種別	内容
① 日本語教師養成課程 (主専攻(45単位以上)) 下記(参考)のa	大学(短期大学を除く。)又は大学院において、45単位以上(うち教育実習1単位以上)が設定されている日本語教育に関する教育課程(学部、学科、課程、研究科、専攻等として置かれているもの)を履修するもの。 ※1 詳しくは「告示基準」第一条第一項十三号イ及び「解釈指針」の同号関連項目を御参照ください。
② 日本語教師養成課程 (26単位以上) 下記(参考)のa	大学(短期大学を除く。)又は大学院において、日本語教育に関する科目の単位を26単位以上(うち教育実習1単位以上)取得することとなるもの。 ※1 詳しくは「告示基準」第一条第一項十三号ロ及び「解釈指針」の同号関連項目を御参照ください。
③ 日本語教師養成研修 (420単位時間以上※2) 下記(参考)のb	文化庁に届出された(又は今後届出を行う予定のある)420単位時間以上の日本語教育に関する研修。なお、大学において、単位認定を行わず、履修証明において修了認定を行うものを含む。 ※1 詳しくは「告示基準」第一条第一項十三号二及び「解釈指針」の同号関連項目を御参照ください。
④ 日本語教師【初任】研修 下記(参考)のc	a、bの修了や日本語教育能力検定試験に合格した者、各活動分野に新たに携わる現職日本語教師を対象とした研修。
⑤ 日本語教師【中堅】研修 下記(参考)のd	日本語教師として初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験(2,400単位時間以上の指導経験 ※2)を有する者を対象とした研修。
⑥ 日本語教育コーディネーター研修 下記(参考)のe	地方公共団体やNPO等で地域日本語教育をコーディネートする者、あるいは法務省告示校日本語教育の主任教員に対する研修。
⑦ 日本語学習支援者研修 下記(参考)のf	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し、促進する者に対する研修(ボランティア養成含む)。
⑧ その他	上記1～7に該当しない場合。括弧内に内容を簡略に記載してください。

※1 「告示基準」とは「日本語教育機関の告示基準(平成28年7月22日法務省入国管理局策定)」のことを指し、「解釈指針」とは「日本語教育機関の告示基準解釈指針」のことを指します。これらを御覧になる場合には、下記URLを参照してください。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005393.pdf>

※2 1単位時間は45分以上



「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月4日) p.35
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/r1393555_03.pdf

●3 回答方法

令和3年11月30日(火)までに、日本語教育実施の有無に関わらず、郵送（本調査に同封の返信用封筒を御利用ください）、Eメール、FAXのいずれかの方法で、下記送付先へ御回答ください。

集計の都合上、可能な限り、文化庁ウェブサイトでエクセルファイルをダウンロードいただき、Eメールに添付して下記までご送信いただきますよう御協力をお願いいたします。

●4 回答送付先及び調査に関する問合せ先

返送先：株式会社ブレインワークス（担当：中嶋・田中）

住 所：〒141-0031 東京都品川区西五反田 1-17-1 第二東栄ビル 701

Eメール：nihongokyoikur03@bwg.co.jp

電話番号：03-5759-5133（受付時間/月～金 10:00～17:00 土日祝日除く）

FAX 番号：03-5759-5547